

JR東海労なごや

2011年6月23日 No 855
JR 東海労名古屋地方本部
発行者： 山田 哲也
編集者： 堀部 肇

駅業務日誌を使った

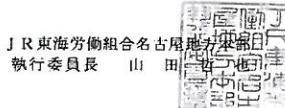
JR東海労への攻撃を許さないぞ!!

新幹線三河安城駅で駅業務日誌に、JR東海労組合員に対する記述に「事実でないこと」「業務中の些細な出来事をことさら悪く書き入れる」などの、誹謗・中傷が日常的に行われていたことが明らかになった。

今回の事象は組合員個人への人権侵害であると共に、JR東海労への攻撃である。

東海旅客鉄道株式会社
東海 鉄道 事業 本 部
本部長 中村 薫 殿

J R 東海労名古屋地方本部第13号
2011年6月22日



駅業務日誌を使ったJR東海労組合員への誹謗・中傷について

新幹線三河安城駅に所属するJR東海労組合員に対し、複数の社員から業務日誌に事実と違う内容および誹謗・中傷する記載が頻繁にされている。このことは私たちは、職場で人権侵害が行われていると考える。

新幹線三河安城駅での社員間の信頼関係を無くすと共に、多くの駅員が明るく、働きやすい職場を目指し努力していることを阻害する事象である。

会社として、この事態を直ちに改善すると共に、業務委員会を早急に開催し論議すること。

記

1. 会社の責任において、事実関係を明らかにすること。
2. 業務日誌の記載内容が、人事考課に反映するのか明らかにすること。
3. 社員全員に、個人入りの記載を直ちに止めさせること。
4. 社員全員に、個人名と事実でない事を記載をしないように指導すること。
5. 業務日誌に社員個人を評価する記載をさせないこと。
6. 当該の社員からJR東海労組合員に謝罪させること。

以上

私たちの主張は

- JR東海会社に、人権侵害にあたる誹謗・中傷をやめさせること。
- 主任レポートの代わりとなる駅日誌に社員個人の評価を記入させないこと。

等を求め「申13号」を提出しました。